

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月31日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市規則第193号

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を次のように改正する。

第5条の表特殊現場作業手当の款施設部施設整備課に勤務する職員の項中「施設部施設整備課」を「適正処理施設部施設整備課」に改め、同表用地交渉等手当の款施設部管理課に勤務する職員の項中「施設部管理課」を「適正処理施設部管理課」に改める。

第6条の表特殊現場作業手当の款を次のように改める。

事業用電 気工作物 保安監督 等手当	市民スポーツ振興室スポーツ企画課に勤務する電気主任技術者		月額 4,000円
特殊現場 作業手当	市民スポーツ振興室スポーツ企画課に勤務する職員	班長を命じられた職員が施設の保守管理、施設の利用者の安全管理、現場作業の指揮監督の業務その他これらに類する業務に従事したとき。	日額 400円
	動物園又は元離宮二条城事務所に勤務する職員	班長を命じられた職員が施設の保守管理、施設の利用者の安全管理、現場作業の指揮監督の業務その他これらに類する業務に従事したとき。	日額 400円

	専ら園芸業務に従事する職員が地上5メートル以上の足場の不安定な箇所 で樹木のせん定業務等に従事したとき。	日額 140円
--	---	---------

第8条の表保健医療業務手当の款京都市立京北病院診療係に勤務する職員の項及び京都市立京北病院看護係に勤務する職員の項を次のように改める。

京都市立京北病院に勤務する職員	理学療法士が患者の訓練業務に従事したとき。	日額 180円
	臨床検査技師が臨床検査業務に従事したとき。	日額 130円
	看護助手が看護の補助業務に従事したとき。	日額 130円

第8条の表変則勤務手当の款京都市立京北病院看護係に勤務する職員の項中「京都市立京北病院看護係」を「京都市立京北病院」に改める。

第14条を削る。

第14条の2中「、第5条、第7条」を「及び第5条」に改め、「及び前条」を削り、「、大学院研究科手当及び遠隔地勤務手当」を「及び大学院研究科手当」に改め、同条を第14条とする。

附則第2項の前の見出し及び同項を削り、附則第3項を附則第2項とし、同項の前の見出しとして「（環境局に勤務する職員に対して支給する能率手当）」を付し、附則第4項を附則第3項とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成18年4月から平成19年3月までの間に東京都の特別区の区域内において常時勤務することを命じられた職員で所轄局長が当該手当の支給を必要と認めるものについては、この規則による改正前の京都市職員特殊勤務手当支給規則（以下「改正前の規則」という。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、改正前の規則第14条第2項中「30,000円」とあるのは「15,000円」と、「35,000円」とあるのは「17,500円」とする。

(総務局人事部給与課)